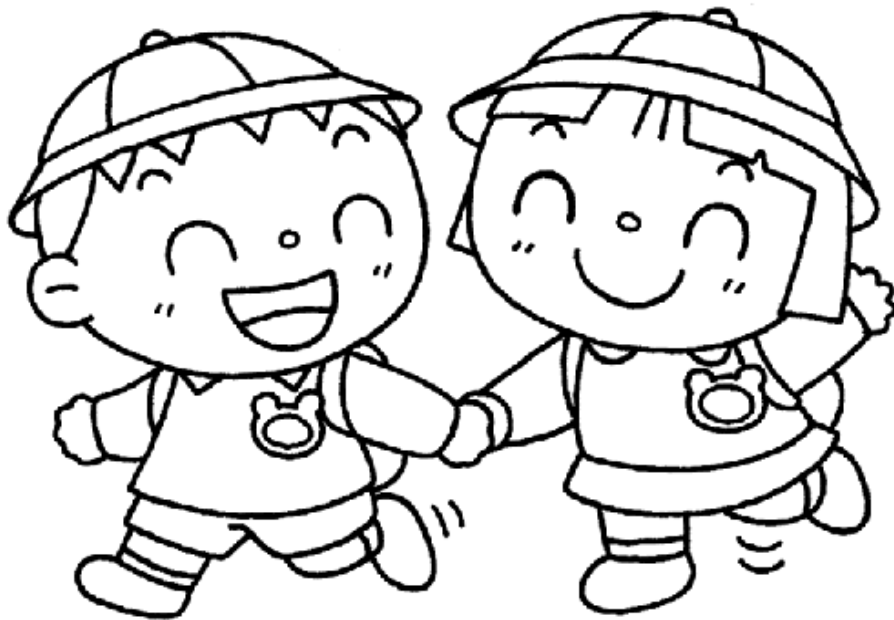


令和7年度

小敷谷保育所のしおり

重要事項説明書



〒362-0064

上尾市小敷谷723-1

Tel 048-726-2698

Fax 048-726-6572

目 次

施設概要・沿革	1
上尾市保育の理念・基本方針・保育の目標	2
小敷谷保育所の保育目標・特色	3
保育所で大事にしていること	4
保育参加	5
保育所の日	6
給食の内容について	8
慣れ保育・持ち物・服装について	9
写真販売について	10
コドモンについて	10
紙おむつ等のサブスクサービスについて	11
家庭連絡について	11
給食費について	13
保育時間について	
保育時間・延長保育料	14
延長保育の手続きについて・臨時延長保育利用の方の場合	14
休所日・保育所に閉所時間について・土曜保育について	15
安全管理について・子どもの笑顔を守るために・個人情報について	17
写真およびビデオ撮影について	17
送迎について・駐車場について	18
健康管理	
健康管理について	20
年間保健行事・嘱託医の先生	21
予防接種のお願い	22
保育所とくすり	23
子どものかかりやすい感染症	24
現金の取り扱いについて・届け出について	27
小学校との連携・児童要録・接続期プログラムについて	27
職員の評価・研修について	28
保育所の自己評価および第三者評価	28
AED	28
「赤ちゃんの駅」の設置について・子育て電話相談・救急電話相談	29
「災害共済給付制度」について	30
変更事項届出一覧表	31
災害時について	32
風水害等の災害における臨時休園の基準について	33
病児・病後児について	35
休日保育について	36
保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください	37
保育所見取り図・避難経路	38
おさんぽマップ	39
年間行事予定	40

施設概要

所在地 上尾市大字小敷谷723-1番地 〒362-0064
 Tel 048-726-2698 Fax 048-726-6572
 構造 鉄筋コンクリート2階建
 規模 敷地面積 1842.96㎡
 建物面積 604.45㎡
 定員 90名
 対象年齢 生後6か月から就学前
 開設年月日 昭和50年4月1日



沿革

昭和50年4月1日に上尾市の公立保育所として定員90名で開設されました。交通量の激しさを増す「上尾平方線」に面した所にあり門を一步入ると樹齢50数年の桜の木の出迎えがあります。

春は満開の桜、夏には大きな木陰で遊び場を作ってくれます。花びら・実・落ち葉などは四季を通し、子どもたちの遊びのひとつとなっています。少し足を延ばせば丸山公園・子どもの城や荒川土手などがあります。

年齢別児童数及び職員構成

令和7年4月1日現在

クラス名	年齢	児童数	担任数	職員構成
てんとうむし組	0歳	2	1	所長 1名 主任保育士 1名 保育士 16名 給食調理員 4名 短時間保育士 5名 延長時間パート職員 9名 シルバー用務員 4名 事務員 1名 合計 41名
あり組	1歳	13	4	
すすむし組	2歳	17	3	
みつばち組	3歳	12	2	
とんぼ組	4歳	17	3	
かぶとむし組	5歳	19	2	
フリー保育士 (含短時間保育士)			6	
	合計	81	21	※短時間保育士、給食調理員、シルバー用務員は交代勤務のため延べ人数になっています。

上尾市立保育所の理念

1. すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める
2. すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する
3. 保護者とともに、すべての児童を健やかに育成する

保育の基本方針

1. 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり人として生きる力を養う
2. 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る
3. 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する
4. 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう務め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う
5. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ助言するなどの社会的役割を果たす

保育の目標

1. **心身ともに健康な子**
養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
2. **自分を大切に友だちも大切にできる子**
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良く出来る子
3. **安定した環境の中で考え働きかけていける子**
安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子
4. **何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子**
自然や身近なものに関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
5. **自己表現のできる子**
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

小敷谷保育所の保育目標

1. よく食べよく遊ぶ元気な子
2. 思いやりのある優しい子
3. 自分から明るく挨拶の出来る子

小敷谷保育所の特色

1. 戸外遊びを多く取り入れて、水・砂・泥んこ遊びなどに触れ友だちと遊ぶ楽しさを知り、丈夫な体をつくり、元気に過ごせるようにしています。
2. コーナー遊びの充実を図り子ども達が楽しく遊び、また自分から進んで遊びを見つけられるように室内遊びの工夫をしています。
3. 異年齢交流などを通して、思いやりやいたわりの気持ちを育てています。



保育所で大事にしていること

生活リズム

健康で快適な生活を送るために、食事・睡眠・排便・着脱・清潔など、毎日の繰り返しが大切です。「早寝、早起き、朝ごはん」を規則正しく生活することが、成長の土台になるのです。

【素 足】

保育所では年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、四季を通じて素足で過ごしています。素足で生活することで「土踏まず」が発達し、歩く・走る・跳ぶ・蹴る・登るなどの動作が上手になります。「土踏まず」は立ったり歩いたりする際にバランスをとったり、足が地面に着く時の衝撃を吸収する役割を果たしています。

足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつくことによって身体全体のバランス感覚、瞬発力などが培われます。

子どもたちは素足で遊ぶことで心地よさや開放感を感じながら遊んでいます。

【食事・給食】

食事は乳幼児期の子どもの成長の基礎となります。

食べる力は心と体を健やかに育てていきます。保育所給食は季節の野菜を取り入れ栄養のバランスを考えて、すべて保育所内で調理しています。友だちと楽しく食事をする中で苦手な物も少しずつ食べられるようになります。行事食や伝統食に対する興味・関心を育て、食文化も大切にしています。自分たちで育てた野菜を収穫し、年長になるとクッキング保育にも取りくみます。



【睡 眠】

早寝早起きは子どもの成長や活動にとって、とても大切です。

子どもは十分な睡眠を取ることで、成長に必要なホルモンが分泌され、眠っている間に成長するといわれています。

日中摂った食事が眠っている間に身体や脳を作っていきます。現代社会が夜型になる中で、子どもたちに早寝早起きを保障することは、難しくなっていますが、とても大切なことです。

【水・砂・泥んこ】

保育所では身近にある水・砂・泥んこを使った遊びを大切にしています。

水・砂・泥は自由に変化する素材です。どんな高価なおもちゃよりも夢中になって遊べる魅力のあるものです。

変化に富んだ水、砂や泥の刺激が大切な感覚を育て、夢中になって遊ぶことは、考える力や集中力も育てます。衣服の汚れは、遊びの勲章です。

[散 歩]

四季折々の自然の中を散歩し、草花を摘んだり、昆虫に触れたりしながら様々な感性を育てると共に変化に富んだ道を歩いて足腰も鍛えられ体力もつきます。

安全面にも十分に気をつけながら年齢に応じて交通ルールも身につけます。



[仲間づくり]

保育所では、友だちと遊んだり生活する中で、自分を表現したり自分の気持ちを伝える事を学んでいます。

「〇〇ちゃんと遊びたい」「友だちと一緒にいたい」「大きな子と遊びたい」「小さい子のお世話がしたい」など、興味や関心が出てきます。

自分の気持ちを相手に伝えようとして、ケンカになってしまうこともありますがこのよう関わりの中から、相手の痛みに気づき、思いやりの心、やさしさなど人間関係の基礎となる力を育てていきます。

[リズム・歌]

保育所では子どもの発達に合ったリズムを取り入れ、バランス良い身体づくりをしています。保育士のピアノや歌に合わせ、手・足・腕・背中を気持ちよく動かし、身体全体を使ってイメージしながら表現することで柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。

小さい子は模倣して動くことを楽しみ、大きくなるときれいに表現しようとします。

自分の大好きな歌を歌うことは子どもの心を豊かにします。四季折々の歌・わらべ歌などをたくさん歌います。

[絵本・紙芝居]

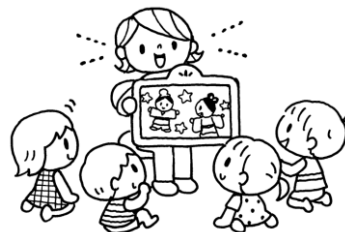
保育所では絵本や紙芝居の読み聞かせを大切にしています。

子どもたちは絵本や紙芝居が大好きで「絵本を読んで」

「もっと読んで」と同じものを何回も持ってきたりします。

繰り返しの言葉や大人の優しい語りかけで言葉を自然に覚え、

子どもの想像力を養い、心豊かに育てるために大切な役割をしています。



[描く・作る]

保育所では、子どもが絵を描きたいという気持ちを大切にしています。

子どもたちは、楽しく遊んだり経験したことを絵にしていけます。幼児の絵は見るものではなく聞くものであると言われてるように、その絵には楽しい話（経験）がつまっています。

また、いろいろな素材・教材を使い、子どもたちがちぎる・貼る・切るなどして想像したものを形にしていけます。

保育参加（一日保育士体験）

子ども達と一緒に保育所での活動を経験していただけます。

5月から2月の間で、行事のない日を担任にお声掛けください。

ディリープログラム《保育所の一》

ー0歳児ー

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび	順次視診・健康確認
8:30	担任とあいさつ 室内・外あそび、検温	明るい挨拶を心がけています。 健康確認 
9:00	手を拭く 水分補給・おやつ おむつ替え	
10:00	室内・外あそび おむつ替え・着替え	散歩・リズム・積み木 絵本・室内遊具・手遊びなどで楽しみます。 (午前寝をする子もいます) 月齢に合わせた手作り離乳食です。 安心した環境の中で、眠ること、食べることを大切にしています。 お昼寝中も一人ひとり健康確認をしています。 
11:00	手を拭く 給食・水分補給 おむつ替え・着替え・検温 ※沐浴・授乳(必要に応じて)	
12:00	お昼寝	
15:00	順次めざめ おむつ替え・着替え	
15:10	手を拭く おやつ・水分補給	
15:20	おむつ替え・着替え 室内あそび おむつ替え 検温 順次降所 	
16:30	延長保育 あそび 水分補給	
19:00	全員降所	

- ※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。
- ※ 健康確認・水分補給等は随時行っています。
- ※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。
- ※ 産休明け保育については、一人ひとりの発達に応じた1日になります。
- ※ 0歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。
- ※ 必要に応じて授乳を行っています。

－ 1 ・ 2 歳 児 －

－ 3 ・ 4 ・ 5 歳 児 －

時 間	子どもの活動	時 間	子どもの活動
7 : 0 0	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび	7 : 0 0	延長保育・順次登所 あいさつ・あそび
8 : 3 0	担任とあいさつ 室内・外あそび	8 : 3 0	担任とあいさつ 室内・外あそび
9 : 0 0	手洗い おやつ、水分補給	9 : 0 0	水分補給 クラス活動
9 : 3 0	室内・外あそび		
1 1 : 0 0	着替え・排泄・手洗い	1 1 : 3 0	着替え・給食・水分補給
1 1 : 1 5	給食・水分補給		
1 2 : 0 0	排泄・着替え・紙芝居 お昼寝準備 お昼寝	1 2 : 3 0	紙芝居・絵本 お昼寝
1 5 : 0 0	めざめ 手洗い おやつ・水分補給	1 5 : 0 0	めざめ、手洗い
		1 5 : 1 5	おやつ・水分補給
1 6 : 0 0	室内・外あそび かたづけ 順次降所	1 6 : 0 0	室内・外あそび かたづけ 順次降所
1 6 : 3 0	延長保育 あそび 水分補給	1 6 : 3 0	延長保育 あそび 水分補給
1 9 : 0 0	全員降所	1 9 : 0 0	全員降所

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※ 水分補給等は随時行っています。時間帯は各年齢によって多少異なります。

※ お昼寝中も健康確認をしています。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※ 排泄については、年齢に応じて給食やお昼寝の前に声かけをしています。

※ お知らせなど遅番職員からお伝えする場合があります。

給食の内容について

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0, 1, 2 歳児クラス	○	○	○
3, 4, 5 歳児クラス	—	○	○

- 0, 1, 2 歳児クラスは完全給食です。(保育料に含まれます。)
- 3, 4, 5 歳児クラスも完全給食ですが、実費徴収となります。

【給食の献立について】

※献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。

※公立保育所は統一献立になっています。(毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)

※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。

※旬の食材、行事食を取り入れています。

※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めていくために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合はお申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

【食器について】

現在保育所では、「強化磁器・陶器」を使用しています。陶磁器は、ご家庭でも使われていることから、子どもたちも親近感と安心感をもって使用できます。陶磁器を使用することによって、食器は落とすと割れるということを理解し、物を大切に作る心が育ちます。また、器をしっかり持つ、姿勢を良くするといった食事マナーが身につくようになります。

【家庭でのお願い】

朝食は、必ず食べてから登所させていただくようお願いします。
保育所でどのような給食を食べているか、また、分量などの参考にしていただくためにデジタルフォトフレームで紹介しています。(土日、祭日の前日は除きます)



慣れ保育について

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初お預かりする保育時間を短縮して行います。お子様の状況や年齢等により、慣れ保育の期間は異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

持ち物について 持ち物、衣類には必ず名前を書いてください

主な持ち物としては、

- ・手拭きタオル（クラスによってループ有・無など形状が異なります。）
- ・着替え（上下各数組）・・着脱しにくい服（ロンパース、つりズボン、タイツなど）は避けてください。
- ・汚れものを入れる袋・・スーパーの持ち手つきビニール袋で構いません。
- ・お昼寝用ベッド専用シーツ、タオルケット、毛布 など

※お昼寝用のベッドを導入しておりますので、お布団は必要ありません。

専用ベッドシーツについては各保育所でお知らせします。

※持ち物、衣類等については、名前をはっきり記入してください。

服装について

衣服は、清潔で活動しやすく、着脱しやすいものを着用させ、必ず名前をつけてください。なお、上記に記載しました着脱しにくい服（ロンパース、つりズボン、タイツなど）に加え、スカートやフード付き、ひも付きの服なども危険ですので避けてください。

※外遊びやお散歩時には、カラー帽子を着用します。クラス毎の色指定となっております。



写真販売について

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。
園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。
利用には、会員登録が必要になります。

コドモンについて

《 ICT システム（コドモン）の導入について 》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育 ICT システム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

紙おむつ等サブスクサービスについて

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」（希望者）を導入しております。

家庭連絡について

【保育所への連絡について】

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前 9 時、午後 2 時～3 時の間、午後 4 時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前 9 時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後 4 時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

[保育所からのお知らせ]

全体へ連絡する場合は、コドモンの配信機能を利用してお知らせいたします。読み落としのないように気をつけて下さい。

- ・各クラスのその日の活動や連絡事項はコドモンの連絡帳機能で配信いたします。
- ・園だより、クラスだより、保健だより、給食献立（月1回コドモンの配信機能を利用します。）
- ・その他必要に応じてコドモンの配信機能や紙ベースでの配布いたします。
- ・保護者会より、杉の子ニュースが出されます。

[連絡先をお知らせください]

- ・緊急時（発熱・怪我を含む）に保育所から連絡をする場合がありますので、必ず連絡がとれるようにしてください。
- ・お休みや出張等で職場にいない場合は、必ずコドモンにてお知らせいただくか電話での連絡をお願い致します。

給食費について

[幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について]

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

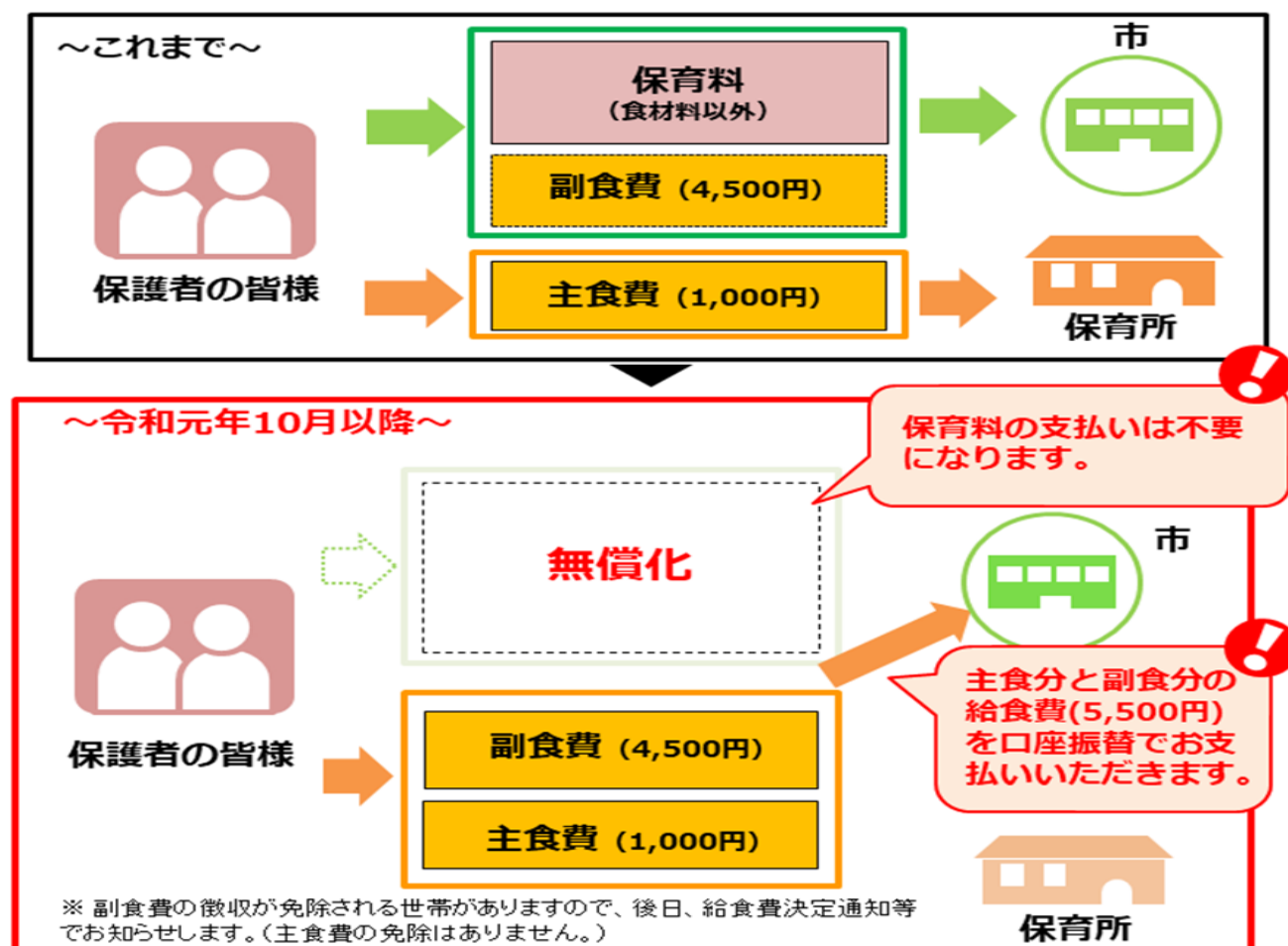
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入していただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



保育時間について

《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。
（P25～P26 をご覧ください）

《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 （認定区分に伴う最大利用時間）	7：30～18：30	8：30～16：30
延長保育料の対象時間	7：00～7：29 18：31～19：00	7：00～8：29 16：31～19：00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

- ※ 1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。
- ※ 土曜保育については、これまでどおり通常保育が8：30～12：00、最大でも7：00～18：00までです。（保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。）
- ※ 保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

延長保育の設定についての利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

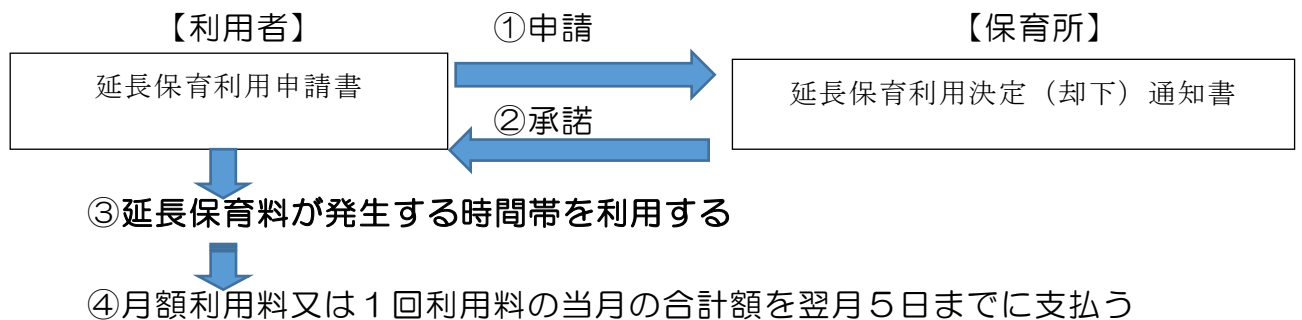
3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00を超えての利用はできません。) 連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

4. 延長保育の手続きについて

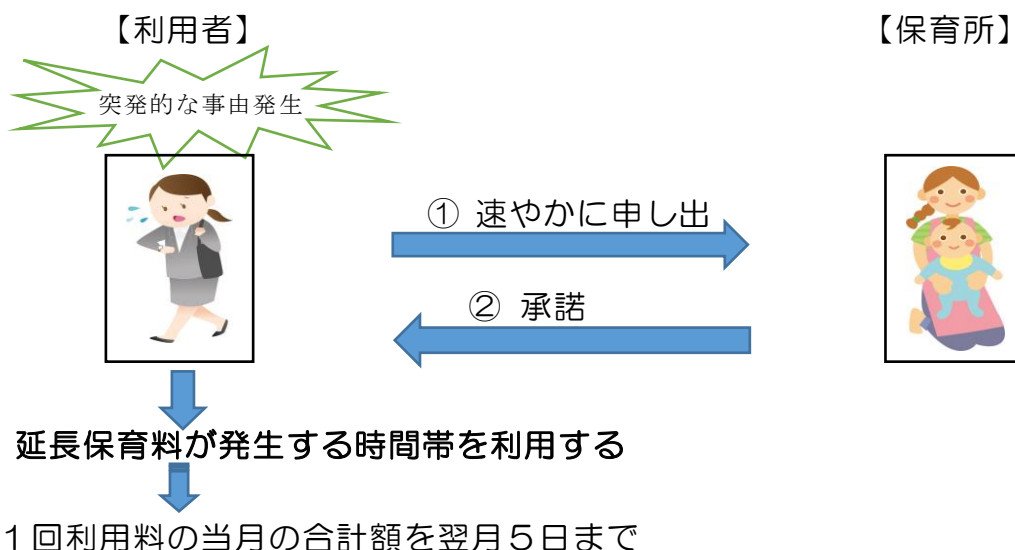
《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》 〔令和元年8月以降〕
定期的な延長保育利用の方の場合

- ・定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



臨時延長保育利用の方の場合

- ・突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



《 休所日 》

日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

《 保育所の閉所開所時間について 》

開所時間は平日7：00～19：00土曜日7：00～18：00となっていますが、お子さんが全員降所した場合は閉所時間が早くなる場合もあります。

土曜日は特に申請のない場合7：30に開所となります。

《 土曜保育について 》

土曜日勤務になった場合は、利用される週の水曜日までにお知らせください。



安全管理について

1. 子どもたちの遊ぶ園庭や遊具の点検を毎朝職員が行っています。
2. 避難訓練・危機管理訓練を毎月各1回ずつ行っています。

子どもの笑顔を守るために

虐待には心身的、性的、心理的、そしてネグレクト（育児放棄）があります。子どもを虐待から守るためには、子どもの立場が最優先されなければなりません。保育所では、発見したり、その疑いを持ったときには、子どもの生命を守り、その人権を最優先するため保育課または児童相談所へ通告・相談いたします。

個人情報保護について

お子さま・ご家族の皆様の個人情報の取り扱いは十分に注意し、個人記録等の持ちし禁止、知りえた情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

写真およびビデオ撮影について

保育所運営委員会・研修部会では保育所職員の資質向上を目的とした内部研修を行っております。内部研修用に職員の子どもたちとの関わりや、遊びの様子などを撮影させていただきます。

また、子どもたちの活動の様子をお知らせするために撮影した写真を保育所内で掲示をさせていただくことがあります。

目的以外の使用、外部への持ち出しは致しませんのでご理解のほどよろしくお願い致します。



送迎について

- ・登所は9時までをお願い致します。
 - ・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。(中学生以下の児童による送迎は、できません。)
 - ・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
 - ・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。
 - ・駐車場の混雑で下記の時間をすぎる方は電話連絡をお願いします。
料金がかからない場合もあります。
(短時間認定の方は16:30 標準認定の方は18:30)
 - ・通用門の鍵の開閉は、必ず大人がして下さい。子どもの安全を考え常時施錠します。9:30~15:00はチェーンロックでのに施錠をいたします。
チェーンロックの施錠時は職員が対応をいたしますので、インターフォンで職員をお呼びください。
 - ・あり組すすむし組みつばち組の子どもは2階へ一緒に行く事はできません。
てんとうむし組・とんぼ組・かぶとむし組の子どもが2階へ行く時は、必ず保護者の方と一緒に行ってください。
- ※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

駐車場について

厳守内容

1. 路上駐車は厳禁です。(路上停車もご遠慮いただけるようお願いいたします。)
2. AUTOMOBILE の展示場に止めることはできません。
3. 行事・懇談会の場合、保育所駐車場に止めることはできません。
4. 車はエンジンを止め、カギは必ず閉めてください。
お子さんを車内に残しての送迎はご遠慮ください。
5. 道路反対側の駐車場を利用される場合は、茶色の扉のみが使用できる扉です。
道路を横断される場合はお子さんと手をつないで、横断歩道を渡ってください。

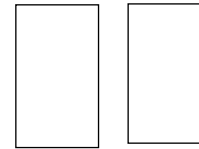
小敷谷保育所

AUTOMOBILE 様

駐車場
8台

軽

保育所前駐車場



駐
輪
場

- お子さんの安全のため、こちらは業者・緊急用とさせていただきます。

歩道

←丸山公園方面

→上尾駅方面

歩道

駐車場5台

駐車場

時間に余裕をもって、
ゆずりあい、
無理のないように
ご利用くださるよう
お願いします♪



ヤクルト

健康管理

《 健康管理について 》

保育所では、内科健診（年 2 回）、歯科健診（年 2 回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3 歳未満児は毎月、3 歳以上児は隔月に実施しています。

1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、明らかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症は P 24～P 26 をご覧ください）

4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1 回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。

《 年間保健行事 》

内科検診・・・年2回

歯科検診・・・年2回

身体測定

0・1・2児・毎月測定

3才以上児・・・隔月測定

《 嘱託医の先生 》

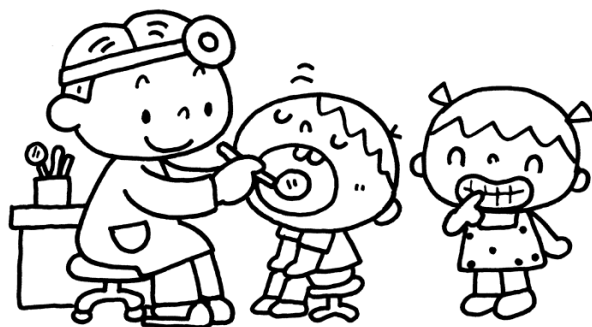
内科医名・・・石橋内科クリニック TEL 783-1484（医師名 石橋 勇）

歯科医名・・・秋山歯科医院 TEL 725-2068（医師名 秋山 郁雄）

※保育所は集団生活です。

感染症に感染した時は保育所に連絡をいただき、医師の登所許可が出るまでお休み
のご協力をお願いいたします。

集団発生になりませんよう、ご協力をお願いします。



予防接種のお願い

保育所は、免疫のない 0 歳から就学前の 6 歳までのお子さんが、集団で生活しております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

（上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414）

受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合（MR）

日本脳炎

水痘

B 型肝炎

ロタウィルス





保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

- * お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。
- * くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。
長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。
- * 診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。
- * 1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。
- * 時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。



【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



保育課

子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後 3 日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18 日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16 日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3 か月～数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10 時間～6 日 O157 は主に 3～4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均 2 4 時間または 2 ～ 3 日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4 日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑（りんご病）	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウイルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹しん	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬（かいせん）	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。（疥癬トンネル）	約 1 か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫（水いぼ）	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7 週	伝染性軟属腫（水いぼ）から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん（とびひ）	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10 日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B 型肝炎	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160 日 （平均 90 日）	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナ ウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、 倦怠感、消化器症状、鼻水、 味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽 快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニュー モウイルス 感染症	咳、鼻水、発熱などから、 一部、気管支炎や肺炎をき たすことがある。	4 ～ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が 良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋 肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ～ 1 4 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよ
うに完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

現金の取り扱いについて

[延長保育料]

集金はお手元に袋が届きましたら早めにお納め下さい。
事務所前の黒いポストがあります。

[ベッドシーツ・帽子代等]

集金はお手元に袋が届きましたら早めにお納め下さい。
事務所前の黒いポストがあります。

届出について

- ・ 家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など）、税額、勤務先の変更があった場合、保育所の入所要件（退職・傷病の回復により保育ができる状況になったとき、出産要件入所で、出産後3か月を過ぎたときなど）に該当しなくなった場合は、保育所又は保育課に届出をしてください。（詳しくはP 31 を参照してください。）
- ・ 健康保険証の変更があった場合は、保育所にお知らせください。

小学校との連携・児童要録・接続期プログラムについて

[小学校との連携（子どもの育ちを支える資料の送付について）]

保育所保育指針に基づき、保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を保育所から就学先となる小学校に送付いたします。

これは、保育所での子どもの育ちを小学校の生活や学びへと繋げるもので、子どもへの理解を助けるものとなる資料です。

5歳児年間保育計画では近隣の小学校との交流を行います。

職員の評価・研修について

保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応、子育て支援サービスに職員の自主学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術ならびに人間性が実践として活かされるよう、積極的に参加し、自己研鑽に努めています。

[公の主催研修]

県主催研修、県保育士会研修、県南部地区研修、市役所主催研修、保育課主催全体研修、社会福祉協議会研修、領域別保育内容研修会等

[保育所学習会]

安全委員会事例検討会、救急法、自主学習会

その他

[全国で行われる研修]

[専門家による巡回相談]

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

保育所の自己評価及び第三者評価

[保育所の自己評価]

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、ひとり一人の子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行なっています。

[保育所の第三者評価]

市内公立保育所では、年2園ずつ外部の評価機関に依頼し保育内容等の評価を受けています。

AED（自動体外式除細動器）を設置しております。

職員も救急救命講習を毎年受講しています。

緊急で使用する場合は、貸し出しますので申し出てください。

貸し出しは保育所の開所日となります。

「赤ちゃんの駅」の設置について

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。
上尾市内の公共施設には「赤ちゃんの駅」が設置されています。
小敷谷保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

子育て電話相談

乳幼児の子育てに関して電話育児相談に応じています。
(月曜日～金曜日 13:00～15:00)

埼玉県の救急電話相談 #7119

突然のケガや体調の変化で不安が募った時、家庭での対処方法やすぐに受診すべきかどうかを看護師の相談員に相談できます。(24時間対応)
ダイヤル回線・IP電話・PHS・都県境でのご利用の場合
・・・・Tel 048-824-4119



「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2 割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の 4 割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が ¥5,000 であった場合
(医療機関で)保護者には、自己負担分の ¥1,000(2 割)を窓口でお支払いいただきます。
(後日振込で)センターから、自己負担分 ¥1,000 + お見舞金 ¥1,000 = ¥2,000
(総額の 4 割)が支給されます。
※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童 1 人の掛金は年間 365 円ですが、保護者の掛金は 240 円です。設置者が 125 円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市こども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市こども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ①医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ②市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う 200 床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

	内容	提出書類	提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書	変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書	
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	
		支給認定変更申請書	
		母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	
		支給認定変更申請書	
		①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	
		支給認定変更申請書	
		調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	
		支給認定変更申請書	
		死亡	
		支給認定変更申請書	
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書	
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入	
	育児休業を取得・復帰した	取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書	

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出 ^{※1}

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

災害時について

《 災害時の対応について 》

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

1. 保護者や保護者からの依頼のあった方のお迎えがあるまで小敷谷保育所で待機しています。
2. 万一、保育所の建物に被害が及んだ時は、建物南側に一時避難します。
3. その後太平中学校に避難します。

子どもは保護者や保護者から依頼のあった方がお迎えに来るまで保育士と一緒に待機しています。

災害が起きた場合		
避難場所	1.小敷谷保育所	電話 048-726-2698
	2.太平中学校	電話 048-725-2026
市役所	1.上尾市役所	電話 048-775-5111
	2.保育課	電話 048-775-5044
		電話 048-775-5121

※ 災害時のお迎えは「災害時児童引渡し証」に記入していただきます。

保育所控え 災害時児童引渡し証 小敷谷保育所	引取り人控え 災害時児童引渡し証 小敷谷保育所																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">児童のクラス・氏名</td><td style="width: 40%;">組</td></tr> <tr><td>引取り人氏名</td><td></td></tr> <tr><td>児童との関係</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> <tr><td>※担当職員</td><td></td></tr> <tr><td>※引き渡し日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> </table> ※印は保育所側で記入します	児童のクラス・氏名	組	引取り人氏名		児童との関係		連絡先		※担当職員		※引き渡し日時	年 月 日 時 分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">児童のクラス・氏名</td><td style="width: 40%;">組</td></tr> <tr><td>引取り人氏名</td><td></td></tr> <tr><td>児童との関係</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> <tr><td>※担当職員</td><td></td></tr> <tr><td>※引き渡し日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> </table> ※印は保育所側で記入します	児童のクラス・氏名	組	引取り人氏名		児童との関係		連絡先		※担当職員		※引き渡し日時	年 月 日 時 分
児童のクラス・氏名	組																								
引取り人氏名																									
児童との関係																									
連絡先																									
※担当職員																									
※引き渡し日時	年 月 日 時 分																								
児童のクラス・氏名	組																								
引取り人氏名																									
児童との関係																									
連絡先																									
※担当職員																									
※引き渡し日時	年 月 日 時 分																								

保護者と連絡が取れない時、保育所前に掲示・伝言ダイヤル171にて保育所の状況、避難場所をお知らせします。

《災害用伝言ダイヤルの使用方法（安否確認）》

1. 「171」をダイヤル
2. 音声案内に従い「2」をダイヤル
3. 保育所電話番号「048-726-2698」をダイヤル
4. 伝言内容を聞く

年数回 コドモン・災害用伝言ダイヤルの訓練を実施しています。
 実際の災害時に利用しますので、ぜひ訓練にご参加ください。
 また、実施後のアンケートへのご回答もよろしくお願いします。

風水害の対応について

風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和 2 年 10 月 15 日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル 5 相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル 4 相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・ＪＲ東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル 5 相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル 4 相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル 3 相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

・市は、災害前日にＪＲ東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。

・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

《病児・病後児保育について》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。
※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

(病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時
8時30分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

さくらクリニック 《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時：月曜日～金曜日 8：00～18：00

ころぼっくる保育園 《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から



《休日保育について》

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日又は土曜日 1 日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台 1-18-30 TEL：048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日 1-21-7 TEL：048-770-0880

保育所についてのご意見・ご要望をお寄せください

1 当保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

2 意見の提出方法

- ① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。
- ② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。
- ③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。

※ 件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

- ④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- | | |
|-------------|------------------|
| ・ 苦情受付担当者 | 保育所主任保育士 |
| ・ 苦情解決責任者 | 保育所長 |
| ・ 苦情解決総括責任者 | 上尾市 保育課 |
| ・ 苦情解決第三者委員 | 小杉 道郎、甲原 裕子、鈴木宏明 |

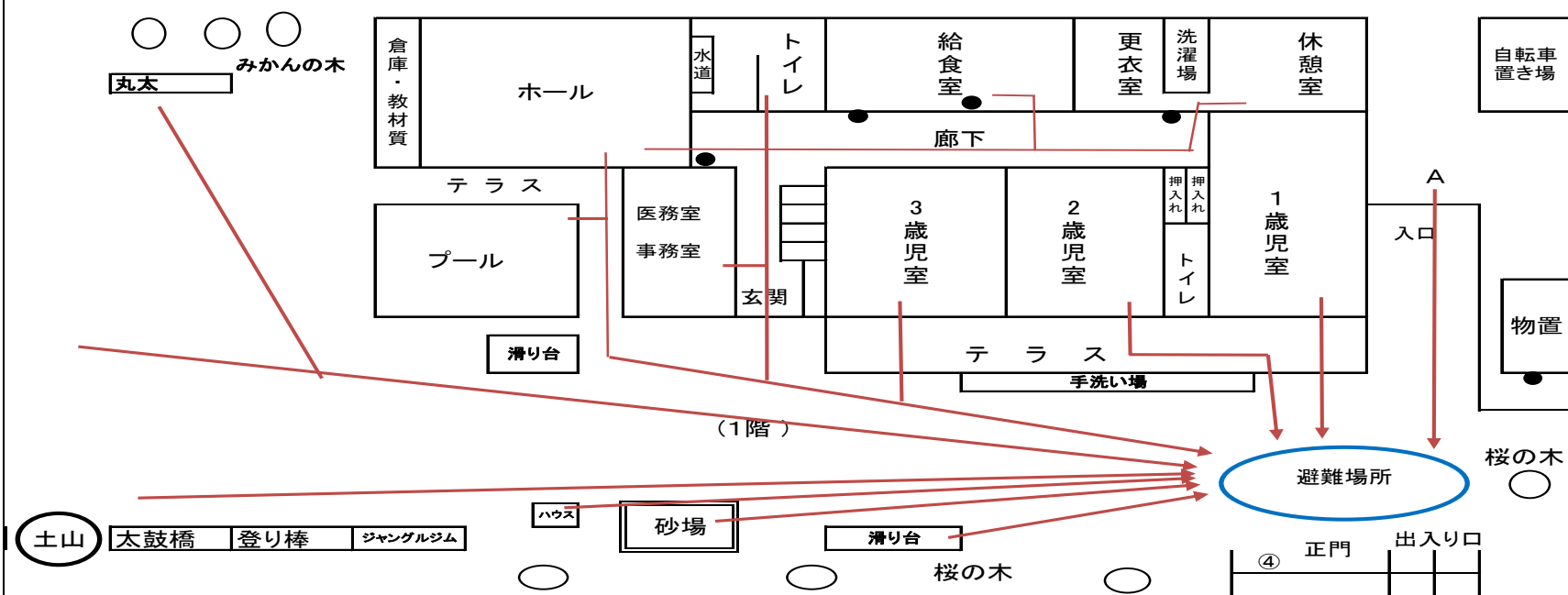
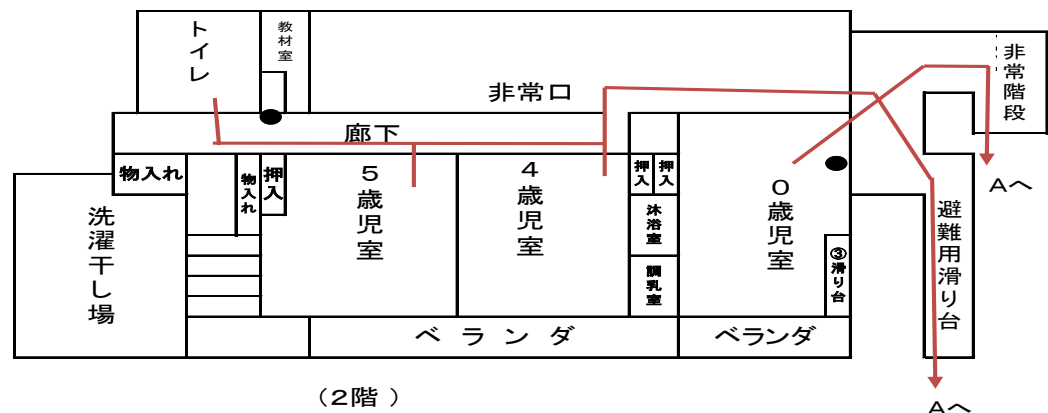
4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

小敷谷保育所見取り図 避難経路図

→ 避難経路

● 消火器



お散歩マップ



令和7年度 年間行事予定

月	行 事 予 定	★は保護者参加の行事
4	入所・進級式★クラス懇談会 内科健診 子どもの日集会	
5	子どもの日集会 ★親子交流会（3歳4歳5歳）	
6	歯科健診 プール開き ★夏祭り	
7	七夕集会 ★クラス懇談会	
8	ぶどう狩り	
9	公開保育 お月見集会	
10	芋ほり ★運動会	
11	内科健診 歯科健診 総合避難訓練 ★親子交流会（0歳1歳2歳） ★クラス懇談会	
12	卒園遠足（5歳） もちつき お楽しみ会	
1	新年の集会	
2	節分集会 ★保育報告会	
3	ひな祭り集会 卒園式 お別れ会	

※クラス懇談会が個人面談になる場合もあります。

※感染症の状況により変更になる場合があります。

○毎月の行事

誕生会（毎月最終 水曜日）

避難訓練（地震・火災など）

危機管理訓練（不審者・行方不明・保育所内外、保育中のけがなど）

保護者杉の子役員会

○その他

・公開保育

・支援センター交流事業（園庭開放 保育所であそぼう）

・つくし学園交流

